県 紋 章

群馬県報


つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和８年１１月５日（木）　号　外　（第１号）

■ 目　　次

ページ

告　　示

○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）　2

■ 告　　示

◎群馬県告示第２５０号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成２７年群馬県条例第２７号。以下「条例」という。）第１４条第１項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年１１月５日

群馬県知事　山　本　一　太

１　失効する知事指定薬物の名称

(1) Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称名５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）及びその塩類

(2) Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称名Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙ１－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

(3) （１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称名２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

２　失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１５項に規定する指定薬物に指定されたため。

３　指定が効力を失う日

令和８年１１月６日

４　罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

電話　027-223-1111